2　前項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた交流派遣職員の同法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、千分の五十から千分の九十までの範囲内において、共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

附　則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

退職手当審査会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

退職手当審査会令

内閣は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員十人以内で組織する。

2　審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第五条　審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第六条　審査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第八条第一項の規定により内閣官房に置かれる内閣参事官のうち同令第九条第三項の規定により命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどるもの（同令第五条の二第一項の規定により内閣官房内閣人事局に置かれる人事政策統括官が同条第二項の規定により命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどる場合にあっては、当該人事政策統括官）の協力を得て処理する。

（審査会の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（審査会の委員に関する経過措置）

2　この政令の施行の日の前日において退職手当・恩給審査会の委員（退職手当分科会に属する者に限る。）である者は、この政令の施行の日に、第二条の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）附則第三条第一項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の退職手当・恩給審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給給与規則の一部改正）

第一条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ三第一項、第十一条ノ二第一項、第十一条ノ三第一項及び第三十二条第一項中「恩給法第十二条ニ規定スル局長」を「総務大臣」に改める。

第三十九条中「総務省人事・恩給局長ニ対スル」を削る。

本則に次の一条を加える。

第四十条　恩給法第十五条ノ審議会等ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ恩給審査会トス